

公益社団法人 日本青年会議所

入会金及び 会費使用用途に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、公益社団法人日本青年会議所（以下、本会とする）が社会から受けた信頼とその負託に応えるべく、入会金及び会費の使用用途に占める公益目的事業費の比率について規定し、よって公益法人としての存在目的を達成するためにその比率に関する基準を定めるものである。

(入会金及び会費の用途)

第2条 定款第9条に定める入会金及び会費は、毎事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

附 則

この規程の変更規定は、平成26年7月18日から施行する。

平成22年 7月 1日 制定

平成26年 7月18日 改正